

第31回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成30年11月13日（火）午後1時30分

2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

3 出席者等

（委員）

荻野太司，柏田健次郎，川田基弘，澤田泰昭，田村眞，長井知子，中村松雄，
溝口理佳，山賀寛（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

家裁首席書記官，首席家裁調査官，次席家裁調査官，家裁訟廷管理官，主任家
裁調査官，家裁事務局長，家裁事務局次長，家裁総務課長，家裁総務課課長
補佐

4 議事

(1) 各委員の紹介

(2) 前回委員会での提言に対する報告

(3) 面会交流の概要説明

(4) DVD視聴

(5) 試行的面会交流の概要説明

(6) 児童室，観察室の見学

(7) 試行的面会交流を効果的に行うために工夫すべき点や配慮すべき事項に
ついての意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

(8) 次回期日 平成31年5月30日（木）午後1時30分

(9) 次回の意見交換の主なテーマについて（未定）

(別紙)

意見交換の要旨

- (委員長) 本日の説明，施設見学を通じて，試行的面会交流の現状についてどのように感じたか。
- (A委員) 試行的面会交流は親や子に配慮して実施されていると感じた。ちなみに，監護親の性別や子の年齢等，試行的面会交流の実施がうまくいく場合の傾向はあるのか。
- (事務担当者) 小学校高学年くらいになると児童室で長時間遊ぶことも難しくなってくるので，印象としては，三，四歳から小学校低学年までの子どもが試行的面会交流に馴染みやすいと感じている。
- (B委員) 児童室，観察室とも配慮が非常に行き届いていると感じた。また，試行的面会交流は，多岐にわたる事案でそれぞれきめ細かく丁寧な対応が求められると感じたが，マンパワーの面など家庭裁判所調査官の事務負担における課題はないのか。
- (事務担当者) 担当する家庭裁判所調査官だけでなく，複数の家庭裁判所調査官が実施時期，内容及びサポート態勢などを相談しながら計画的に実施することにより，負担を分散するとともに，丁寧な対応ができるようにしている。
- (B委員) 試行的面会交流を実施した結果，今後，面会交流を続けることは難しいという判断になることもあるのか。
- (G委員) 直接会うことが難しいため，直接会わない形での間接的面会交流を実施するという内容の調停が成立することもあるし，調停が不成立となり審判手続に移行した場合に，試行的面会交流の結果などを踏まえ，間接的面会交流を内容とする審判がなされることもあり得ると思われる。
- (C委員) 子どものことを考えると，両親の愛を享受できるような形に

つながる試行的面会交流というのは非常に良い取組であると感じた。一、二回の試行的面会交流後に、両親のみで自主的な面会交流ができるのが望ましいが、先ほど見たDVD（望ましい面会交流のあり方について説明したもの。以下「DVD」という。）のように面会交流がうまくいくケースでは、なぜ離婚したのかという気持ちにもなった。

（D委員） 試行的面会交流を実施する上で、面会交流の意義について両親に理解してもらうためのプロセスはよく分かったが、子どもを試行的面会交流に導いていくプロセスでは、どのような仕組みがあり、どのような工夫をしているのか。

（事務担当者） 子どもが試行的面会交流を拒否しているような場合、子どもが非監護親と同居していたときの思い出などを聴きながら、拒否する気持ちを少しずつ和らげていくようにしている。試行的面会交流に楽しく臨むというところまでもっていくのはなかなか難しいが、何かあれば試行的面会交流を中断することもできることを説明するなどして不安を払拭し、試行的面会交流の場に行ってみようという気持ちにさせる工夫はしている。

（H委員） 私の中での家庭裁判所のイメージとしては、裁判所は、調停や判決をするものだと思っていたが、両親が離婚後であっても、子どものために試行的面会交流を実施しているということを知ってとても感動した。ちなみに、離婚は成立してないが両親が別居中である場合でも、試行的面会交流は実施しているのか。

（事務担当者） 実施している。

（F委員） 試行的面会交流は価値ある取組だと感じた。試行的面会交流の実施後、子どもへのアンケートは実施しているか。実施しているのであればその内容を教えてほしい。また、子どもの年齢

が高くなり児童室の設備では合わないような場合は、例えば、親子でともに農作業を行うといった交流も考えられるのではないか。

(事務担当者) 子どもへのアンケートは実施していないが、親に対して、試行的面会交流の実施後の子どもの様子や、また、それに対する両親の対応については必ず聴き、助言をしている。また、親子で一緒に農作業を行うというのは、試行的面会交流としては難しいが、面会交流ではあり得ると思われる。

(E委員) 離婚した両親が子どもと接するとき、子どものことを一番に考えようとしても、どうしても別れた相手に対して攻撃的になってしまうのが大半であると思われる。離婚した両親はある程度心の傷を負っているため、その両親の心のサポートをすることが、結果として、子どもにとってよい傾向を及ぼすと思うが、離婚した両親に対するサポートはしているのか。

(事務担当者) 両親が自分の思いをぶつけ合う状態になった場合に、その気持ちを受けとめてあげないと次に進めないが、受けとめ続けてもなかなか次に進めないという面があり、その気持ちをどこまで受けとめるのかというのは難しい問題である。例えば、弁護士が受任しているような事案では、弁護士が対応することもあれば、弁護士を通じて心のサポートをしてくれる機関につながるようなこともしているので、裁判所だけではなく、そういった色々な協力を受けながら、離婚した親の心の傷を緩和しているのが実情であると思う。

(委員長) 児童室の設備、備品について改善すべき点はないか。

(E委員) 最初に児童室を見たときに、窓がない閉鎖的な部屋であり、ライトが蛍光灯であるためか何か寂しいと感じた。児童館のような優しい色合いの部屋になると、知らない場所にきた子ども

の気持ちも緩和されるのではないか。

(事務担当者) 事務局とも相談しながら、できることは対応していきたいと思う。

(D委員) 絵が描ける壁紙にするのもよいのではないか。また、クッションマットの位置を工夫するなど、児童室の設備について、子どもの顔が観察しやすいような配置にするのもよいのではないか。

(事務担当者) 今の御指摘を受けて、配置についても、今後、工夫していきたい。

(委員長) 視聴したDVDについての感想、改善すべき点についての意見はないか。

(B委員) 理想的な両親の対応が描かれており、やや現実感がないと感じたので、もっと現実近づけた構成でもよいのではないかと感じた。

(C委員) 実際には面会交流に否定的な場合が多いと思われるので、その後の対応について触れるような内容がよいのではないか。

(事務担当者) 現実には望ましくない対応であることも多いが、DVDで描かれているような望ましい姿を両親で視聴して共有することに意味があると思われる。

(委員長) 面会交流は子どもの福祉にかなうことを目的として、子の心身の健全な発達のために行われるものだが、そのような目的にかなうためには、子どもに対しどのような点に配慮すべきか。

(E委員) 実際には難しいが、両親が相手の悪いところは絶対に言わない方がよいと思う。

(B委員) 面会交流において子どもに配慮するに当たっては、専門的な機関があるのであれば、裁判所がそのような機関と連携していくのもよい方法ではないか。

(事務担当者) 面会交流を支援するNPO法人や民間の団体が岐阜にも幾つかあり、当事者である両親が、直接相談に行つてNPO法人等と契約することもある。試行的面会交流後の話にはなるが、当事者間で、ある程度面会交流を実施できる目途が立った場合に、当事者が探してきたそのような機関につなげていくことはある。

以 上